

議案第40号

大口町都市計画税条例の一部改正について

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年6月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例

大口町都市計画税条例（昭和38年大口町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第11項中「、第15項、第16項、第21項若しくは第30項」を「、第17項、第18項、第23項若しくは第32項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町都市計画税条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、<u>第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋</u>にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>11 法附則第15条第1項、<u>第17項、第18項、第23項若しくは第32項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第30項から第33項まで</u>」とあるのは「若しくは<u>第30項から第33項まで</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項<u>又は第28項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>11 法附則第15条第1項、<u>第15項、第16項、第21項若しくは第30項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第28項</u>」とあるのは「若しくは<u>第28項</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

改正要旨

1 改正の目的

地方税法の一部改正に伴う対象事項の追加による所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育事業に係る課税標準の特例措置等の創設により、項目を追加することとしました。（第2条関係）

3 施行期日

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用します。